



# 2021年度(第13期)事業報告書

<2021年4月1日～2022年3月31日>



特定非営利活動法人 市民後見ひょうご

## 1. 主たる事業活動報告

2021年6月20日開催の2021年度定期総会に於ける第3号議案として承認可決された「2021年度(第13期)事業計画(案)及び会計予算(案)」に係る事業の実施実績について、2021年度末で総括した結果は概ね以下の通りです。

### 1. 1 事業計画に係る達成度評価

2021年度の実施事業項目として掲げた下記の6事業の内、(2)～(5)の事業については、下表に示す通り、概ね計画を達成出来ましたが、(1)及び(6)の事業については、全く手付かずの結果に終わりました。

- (1) 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業
- (2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業
- (3) 福祉サービス利用援助事業
- (4) 任意後見契約に関する事業
- (5) 法定後見受任に関する事業
- (6) 認知症高齢者及び障害者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業

定款の事業	事業内容	実施	実施場所	従事者の人数	受益対象者の人数	支出額(千円)
1. 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業	普及啓発相談	—	—	—	—	0
2. 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業	苑藻相談室の開設等 および 訪問相談	随時	長田区他	1～3人	2人	49
	・2人の相談があり、内1の方と契約しました。					
3. 福祉サービス利用援助事業	安心見守契約による	1回/月訪問	長田区 垂水区	3人	2人	99
4. 任意後見契約に関する事業	任意後見契約による	電話での 安否確認等	大阪市	2人	1人	4
5. 法定後見受任に関する事業	3月末受任数 後見：6人（北区2人、須磨区、長田区、兵庫区、三田市） 保佐：2人（長田区、北区） 補助：5人（長田区、須磨区2人、北区、加古川市）					1,351
6. 認知症高齢者及び障害者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業	—	—	—	—	—	0

## 1. 2 概ね計画を達成出来た（2）～（5）の事業に係る現状認識と評価

### ア. 事業の受益対象者（被支援者）の人数と年齢構成

2021年度末に於ける被支援者数と年齢構成は下記の通りです。

- ・男性被支援者の数：7名、年齢構成：58歳～90歳（平均 78.0歳）
- ・女性被支援者の数：9名、年齢構成：74歳～98歳（平均 87.7歳）
- ・合計被支援者の数：16名、年齢構成：58歳～98歳（平均 83.4歳）

### イ. 事業に従事した当法人の活動会員（支援者）の人数と年齢構成

2021年度末に於ける活動会員数と年齢構成は下記の通りです。

- ・男性活動会員の数：9名、年齢構成：66歳～80歳（平均 73.3歳）
- ・女性活動会員の数：5名、年齢構成：59歳～79歳（平均 69.4歳）
- ・合計活動会員の数：14名、年齢構成：59歳～80歳（平均 71.9歳）

### ウ. 過去5年間に於ける当該事業に係る人員と収益・財務基盤等の推移

年度 (FY)	被支援者数 (人)	事業収入 (千円)	活動会員数 (人)	会員経費・謝金等 (千円)	正味財産（対前年度） (千円)
・ 2017	21	3,265	23	2,148	1,339 (+125)
・ 2018	26	3,561	23	1,917	1,907 (+568)
・ 2019	21	5,258	20	2,246	2,187 (+280)
・ 2020	18	3,129	16	2,528	2,120 (- 67)
・ 2021	16	4,068	14	2,379	2,545 (+425)

### エ. 上記のア～ウに示す現状認識の下で、2021年度に実施した事業を評価すると、概ね以下の通りとなります。

- 被支援者16名の内、13名が法定後見制度による被後見人等（後見・保佐・補助）で、13名に対する家裁審判報酬の合計額が3,528千円と、総事業収入の87%を占めています。即ち、当法人が引き続き健全な財政基盤を維持して行く為には、今後とも適正な規模で、法定後見制度による後見人等の受任を確保して行くことが肝要であることは明らかです。
- 一方、過去5年間の推移を見ると、被支援者数／活動会員数の比率は1.1前後で推移していますが、一部の身上保護（監護）支援員や事務局員に負荷が集中することを避けつつ、新たな後見人等の受任を増やして行く為には、それに見合った新たな活動会員の確保を図る必要があることも明らかです。

今後、新型コロナウィルス禍の状況改善に伴い、過去2年間にわたって禁止されて来た被支援者との対面での面会・面談が再開されて行くであろうことを考慮すると、特に身上保護（監護）を担う支援員の確保が急務であると考えられます。

## 1. 3 計画を達成出来なかった（1）及び（6）の事業に係る状況認識と今後の対応方針

ここ数年の間、下記（1）及び（6）の事業に手付かずの状態が続いた原因を究明することで今後の対応方針を見出すことにしたいと考えます。

（1）成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業

（6）認知症高齢者及び障害者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業

ア. 先ず（1）については、限られた活動会員数と活動時間の下では、（2）～（5）の事業に加えて、ここ数年の間、過去の負の遺産に係る清算的作業をこなすのが精一杯であったことが、（1）の事業に手が回らなかつた第一の原因に挙げられます。

一方で、新たな活動会員を確保する為には、（1）の事業を積極的進める必要があることが明らかですから、幸い2021年度迄で負の遺産に係る清算的作業が一段落したことも契機に（1）の事業推進を2022年度の最重点課題として取り組んで行きたいと考えています。

イ. 次の（6）については、当法人の定款・第5条に定められた（1）～（6）の事業の中で唯一、記載内容が総花的で具体性を欠いていることが主要因ではないかと考えられます。2022年度においては、より具体的なテーマ、例えば厚生労働省が「成年後見制度利用促進」に係る第一期計画<2017（H29）年度～2021（R3）年度>での課題に対し、第二期計画<2022（R4）年度～2026（R8）年度>での対応策として挙げている4テーマの内の1つ「地域連携ネットワークづくりの推進」を対象として取組むのも良い対案ではないかと考えています。

## 2. 事業活動報告の補足事項

### 2. 1 会議体と開催実績

ア. 理事会（毎月開催／議事抄録は当法人の掲示板に掲載）

4/2	総会提出定款審議<承認>、総会議案<継続審議>等
4/23	総会議案書審議<承認>
5/21	総会延期に伴う月次報告
6/21	相互の法人会員入会・安心見守り契約見直し<継続審議>
7/19	相互の法人会員入会申し入れの件<承認>
8/6	報告事項のみ
9/10	SK様支援方法再確認の件<承認>、SS様死後事務終了方法確認の件<承認>
10/22	YT氏に対する当会の債権回収方針に係る件<承認>
11/22	報告事項のみ
12/20	当会の課題「中長期的に安定した福祉サービスが行なえる組織であること」の具現化対策案検討<継続審議>
1/28	新長田事務所（仮称）への移転の件<承認>
2/21	「AK弁護士からの通知書」に対する当会の対応方針に係る件<承認>
3/31	YT氏代理人からの通知書に対する当会の対応方針に係る件<承認>

#### イ. 支援部会議（毎月開催）

要支援者の相談、被支援者の支援方法・支援課題の検討と情報共有等

4/23, 5/21, 6/21, 7/19, 8/6, 9/10, 10/22, 11/22, 12/20, 1/28, 2/21, 3/21

#### ウ. 監事会（毎月開催）

4/14, 5/12, 6/9, 7/7, 8/18, 9/17, 11/5, 12/10/1/12, 2/14, 3/14

#### エ. 受任意志決定審査会（必要に応じ開催／2021年度は開催実績無し）

#### オ. 規程検討委員会（必要に応じ開催／2021年度は開催実績無し）

## 2. 2 広報・情報発信

- 当法人のWeb掲示板 <http://blog.canpan.info/kouken-hyogo/>に活動状況を掲載
- 神戸市「みんなの掲示板」に当法人情報の毎月更新掲示 ※掲示板：市内主要駅前に設置
- 内閣府NPO法人情報ポータルへ当法人貸借対照表公示（改正NPO法 貸借対照表公告の手続）

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/028002522>

- メールマガジン（市民後見ひょうごメールマガ）発行

・「信頼ある非営利組織」として非営利組織評価センターの「グッドガバナンス認証」を  
取得 8/2 【兵庫県・神戸市初】 NPO法人を中心に全国53団体が取得（2022年3月現在）

<https://jcne.or.jp/org/n2016e001/>

非営利組織評価センター(JCNE)とは、非営利組織の組織評価を行う日本で初めての第三者審査機関

グッドガバナンス認証とは、市民参加の度合い、環境への配慮、財務・会計、社会への情報発信など組織運営に関わる27の評価基準を書面と訪問で審査。さらに外部の有識者から成るグッドガバナンス認証審査委員会の審議を経て認証されます。

企業や行政などが非営利組織と連携するときの一つの信頼性の指標として、一定水準以上の組織運営能力が認証されます。一定水準以上の組織運営能力が認証された団体は、2022年3月現在、23都道府県に53団体あります。



## 2. 3 当法人の主たる事務所の移転

事務所建物が老朽化して、修理が困難になってきたため、家主の要請もあり

神戸市営地下鉄 茹藻駅近くからJR新長田駅近くに事務所を移転しました。

・旧事務所： 神戸市長田区茹藻通六丁目2番24号

・新事務所： 神戸市長田区久保町二丁目1番27-101号

電話番号：078-381-5727 （変更なし）

FAX番号：078-945-7751 （変更なし）

・移転年月日： 令和4年2月23日

